

<健全化判断比率等の対象>

一般会計	一般会計	(一般会計等) 普通会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
バス事業特別会計	特別会計・事業会計	公営事業会計						
国民健康保険特別会計								
介護保険特別会計								
後期高齢者医療特別会計								
簡易水道事業特別会計			うち地方公営 企業会計					資金不足比率
病院事業会計								
水道事業会計								
下水道事業会計								
一部事務組合・広域連合(河北郡市広域事務組合等)								
地方公社・第三セクター等(土地開発公社等)								

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

総括表① 健全化判断比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

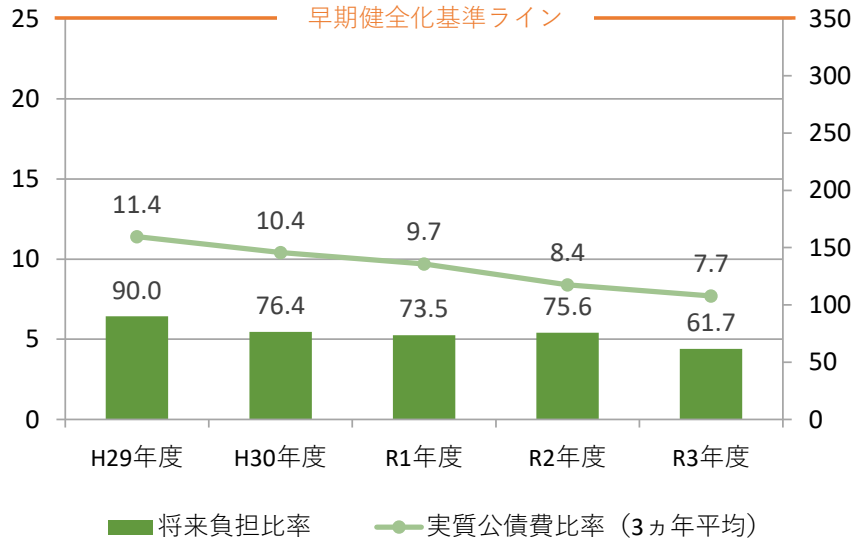
(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
173614	石川県	津幡町	-	-	7.7	61.7
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.50	18.50	25.0	350.0
9,093,107	519,548	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

健全化判断比率の推移



※実質赤字比率、連結実質赤字比率はゼロ以下（黒字）であるため表示されません。

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	378,469	4.2
	津幡町バス事業特別会計	3,060	0.0
小 計		381,529	4.2
標準財政規模		9,093,107	100.0
実質赤字比率 (%)		-4.19	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	津幡町国民健康保険特別会計	40,511	0.4
	津幡町介護保険特別会計	49,614	0.5
	津幡町後期高齢者医療特別会計	6,327	0.1

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	津幡町病院事業会計	614,162	6.8
	津幡町水道事業会計	1,058,856	11.6
	津幡町下水道事業会計	0	
法 非 適 用 企 業	津幡町簡易水道事業特別会計	933	0.0
合 計		2,151,932	23.7
標準財政規模(再掲)		9,093,107	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-23.66	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表④ 将来負担比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名

石川県津幡町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
16,741,428	0	7,763,448	758,191	1,508,903	210,383	0	210,383	0	0	0	0

(分母比)

221

103

10

20

3

3

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,943,132	2,103,870	1,968,870	17,265,092

(分母比)

39

28

26

228

将来負担額 A
26,982,353

357

充当可能財源等 B
22,312,094

295

A - B
4,670,259

62

将来負担比率 (%)
61.7

標準財政規模 C
9,093,107

120

算入公債費等の額 D
1,530,082

20

C - D
7,563,025

100

資金不足比率の状況(令和3年度決算)

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全基準
簡易水道事業特別会計	—	20.00%
病院事業会計	—	
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

1. 資金不足額がない場合は、「—」となる。